

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議（第21回）

○日時

令和5年12月25日（月）10時01分～11時14分

○場所

オンライン開催

○出席委員（五十音順）

東京大学先端科学技術研究センター 飯田委員、東京大学大学院 石原委員、
同志社大学大学院 大串委員、中央大学研究開発機構 片石委員
東京大学大学院 加藤委員、東京理科大学創域理工学部社会基盤工学科 菊池委員、
横浜国立大学・放送大学・神奈川大学 來生委員（小委員会委員長）、外苑法律事務所 桑原委員、
株式会社日本政策投資銀行 原田委員、
武蔵野大学経営学部経営学科 山内委員（ワーキンググループ座長）

○事務局

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 井上部長
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 日暮課長
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課風力政策室 石井室長
国土交通省大臣官房 西村技術参事官
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 中川課長
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室 鈴木室長

○議題

・洋上風力の EEZ 展開へ向けた論点について

○議事概要

【洋上風力のEEZ展開へ向けた論点について】

石原委員

- ・ 国が広い範囲を設定するとあるが、広すぎるのもよくない。事業者間の競争を促す観点から例えば3GW程度にしてはどうか。また、プロジェクトの大きさについて、英国の例では、出力規模の範囲（60～120万kW）と設定しており、大規模開発を促している。
- ・ イギリスではリース料として事業者から費用を徴収しているが、日本では一切お金を取らないことで良いのか。

原田委員

- ・ 全体的な方向性に賛同。1段階目で事業者にどういった情報を求めていくのか検討していくべき。決定しきれない項目が出てくることも考慮すると、複数シナリオを示すことを認めることも考えられるのではないか。
- ・ 事業者の帰責でない要因によって遅延が生じた場合においては柔軟な取扱いを検討してはどうか。
- ・ JOGMECはセントラル調査など、洋上風力についても大きな役割を担うことになると思うので、実施体制や予算面等の強化が必要ではないか。

片石委員

- ・ 公告・縦覧や各省協議について、漁業者の声を丁寧に聞いた上で除外区域の設定もしていくべき。
- ・ 仮許可を受けた複数の事業者が漁業者と調整すると混乱が生じるので、国が、あるいは、それに準ずるような組織がまとめて交渉するようにすべきではないか。
- ・ 漁業資源調査や漁業動向調査等は広域に対応していく必要があるので、国も関与し調査していくべきではないか。

飯田委員

- ・ 許可制度が適切。風からのエネルギー生産以外の再エネについても検討してはどうか。
- ・ 区域の指定の際に、系統についても考慮しながら進めていくべき。
- ・ EEZになると国際的な取り決めに加えて、海域の状況がわからない等条件が厳しいこともあるため、ゼロプレミアム水準の考え方の緩和も必要ではないか。
- ・ 許可制度の下で利害関係者も登録制度にしてはどうか。

加藤委員

- ・ 仮の許可を受けた事業者が事業の譲渡をすることも想定されるが、規律を保ちながら進めていくべき。

桑原委員

- ・ 全体として EEZ の法整備は重要ではあるが、領海内の浮体式も始まったばかりであり、案件形成の見込等を示しながら並行して進めることが重要。
- ・ 事業を実施する区域が重複した場合の調整が本当にワークするのか。事業者の適格性や価格をどの段階で、どれくらいの粒度で見るのかも検討していくべき。
- ・ 事務局案は必ずしも入札を伴わない制度の提案と理解。その中で事業規律をどう効かせていくのかを考えていく必要があるのではないかと。

大串委員

- ・ 事業者への権利付与に際して、規律を保つ観点から権利だけでなく義務的なものを含め何らかの負担を求めた方がいいのではないかと。

菊池委員

- ・ EEZ で、大水深であり浮体式の技術開発も進めていくべき。

事務局

- ・ 本日の論点及びそれへの対応策は多くは法律事項。改正、新法は別にして、立法措置が必要。
- ・ 仮許可、本許可の基準について、価格を含めある程度幅で示されるというのも一案と考える。
- ・ 仮許可から許可までの期限について、事業者の帰責によらない場合も考慮し検討したい。
- ・ 海域の設定について各省協議を実施しているが、これは重みのあるプロセス。協議の結果、海域を削減したり、区域整理が行われなかったという事例もある。
- ・ 風力以外の他の海洋再生可能エネルギー源についても、将来あり得るものと考えている。
- ・ 仮許可を受けた事業者が事業を他の者に承継できるかという点について、必要な技術的能力や経理的基礎があるのかといった基準を満たすことを前提に、認める形にする必要があると考えている。
- ・ ご指摘のとおり、領海内の浮体式の案件についてもしっかりと前に進めていくことが重要と考えている。浮体式の産業戦略検討会を実施しており、今後の浮体式洋上風力の在り方や導入目標についても示していきたい。
- ・ 一つの募集区域の中で複数の事業者が同じエリアを選択し重複した場合や、事業規律の効かせ方については、今後検討していきたい。
- ・ 領海内の占用料に当たるものを徴収することは考えていないが、セントラル調査の調査結果については選定された事業者から利用料を徴収していく。

来生委員長

- ・ 国連海洋法条約に定められる主権的権利は目的限定的ではあるが領域主権の権利を認めるものであるため、沿岸国の権利がしっかり確保されるように検討していくべき。

山内座長

- ・ 本日出された意見を踏まえて、事務局においてさらに制度検討を進めて頂きたい。

以上